

出水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年10月28日

出水市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日施行され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が最も重要な必須事務として位置づけられた。さらに、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年11月1日に施行（一部は令和2年4月1日施行）され、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けて、農業委員会に対して農地所有者等の意向調査、集落での話し合い等農地利用の最適化の取り組みが明確化・重点化された。

出水市は、鹿児島県の北西部に位置し、水稻を中心として果樹、園芸、畜産、植木等多様な複合経営による農業生産が展開されており、市内にある3つの南九州西回り自動車道のインターチェンジによって生活環境と利便性には恵まれているが、インターチェンジ付近の開発が進み、優良農地の確保と中山間地はもとより、平地での担い手農家の高齢化・後継者不足に伴う農地の集積・集約化及び遊休農地の増加が課題である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、出水市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省農地政策課長通知）に基づく目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	4, 5 8 0 ha	1, 7 9 6 ha	3 9 . 2 %
3年後の目標 (令和6年3月)	4, 5 1 0 ha	2, 7 0 6 ha	6 0 . 0 %
目 標 (令和9年3月)	4, 4 5 0 ha	4, 0 0 5 ha	9 0 . 0 %

※「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%(鹿児島県は90%)を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地所有者等の意向確認

- 平成30年から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員「1・5・一絵(いちごいちえ)』活動～』を計画的・継続的に実施する。

イ 「人・農地プラン」の見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに積極的に協力する。

ウ 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」を見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

エ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手が

いない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

オ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	4, 580 ha	14 ha	0.31 %
3年後の目標 (令和6年3月)	4, 510 ha	7 ha	0.16 %
目 標 (令和9年3月)	4, 450 ha	0 ha	0 %

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員のチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの実施時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局・農村振興局長通知）に基づき実施する。

なお、従前から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和3年3月)	43 経営体 (61 ha)
3年後の目標 (令和6年3月)	58 経営体 (67 ha)
目 標 (令和9年3月)	73 経営体 (73 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

- 鹿児島県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、高齢化等により農地の遊休化深刻な地域について、新規参入者（法人含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役

割を担う。また、市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。